

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・戸籍に関すること

・住民基本台帳に関すること

・印鑑登録に関すること

・国民健康保険に関すること

・国民年金に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

現在毛呂山町に住んでいる、あるいはこれから毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	ジェネリック医薬品利用促進	
指 標 名	ジェネリック医薬品数量シェア	
数値目標	初期値（令和5年度）	84.1%
	現状値（令和6年度）	88.0%
	目標値（令和7年度）	88.8%
	最終目標値（令和11年度）	85.5%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	ジェネリック医薬品の利用を促進し医療費の適正化を図ります。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

ジェネリック医薬品の利用を促進することにより医療費の多くを占める薬剤費の伸びを抑制し、高齢化が進むにつれて増加する一人当たり医療費を減少させることが期待できます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

診療報酬の改定により、令和6年10月からの選定療養費制度（後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品(長期収載品)の処方を希望する場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせて支払う制度）により、ジェネリック医薬品の数量シェアは上昇しています。しかしながら、選定療養費制度についての周知不足により、以前より薬剤費負担が増えた理由についての問い合わせがありました。また、数量シェアは上昇のみでなく、様々な要因により下降する可能性もあるため、高水準での数量シェアを保つ必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

最終目標値に達しているものの、市町村平均を下回っています。ジェネリック医薬品は安価で安全であることや、選定療養費制度を広報やホームページであらためて周知するとともに、窓口では資格取得時などに、厚生労働省作成の選定療養費制度リーフレットを用いて説明します。また、資格確認書・資格情報のお知らせ一括更新等の通知発送時に、ジェネリック医薬品希望シールを同封します。さらに年2回、先発医薬品を利用している被保険者を抽出し、後発医薬品差額通知を発送します。